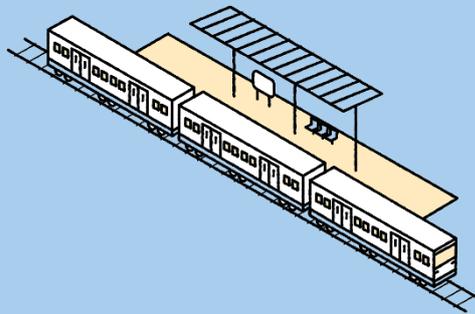
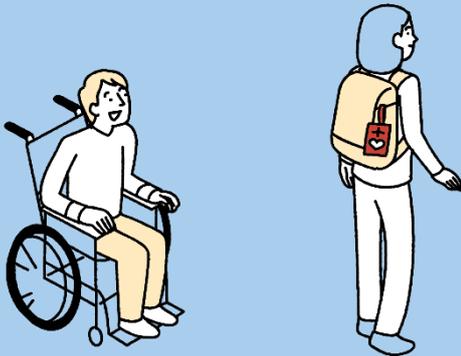
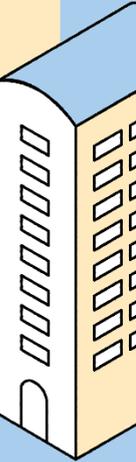
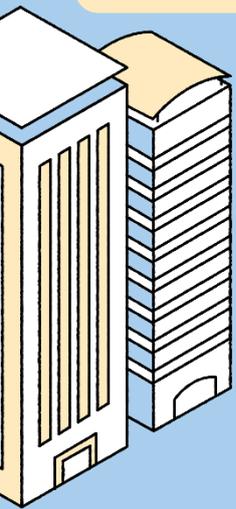


# ひとにやさしいまちづくり ひとがやさしいまちづくり

だい き こう べ し き ほん こう そう  
第2期 神戸市バリアフリー基本構想



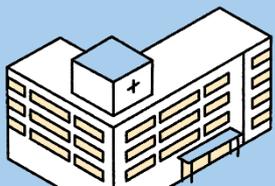
こうべし へいせい ねん がつ こうべし  
神戸市では、平成24年3月に「神戸市バリアフ  
きほんこうそう さくてい れいわ ねんど もくひょうねんじ  
リー基本構想」を策定し、令和2年度を目標年次  
さだ かかく ちく じゅうてんせいび ちく せつてい  
に定め、各区に1地区の重点整備地区を設定し  
めんてき か じっし  
て面的なバリアフリー化を実施してきました。

さっこん けんちくぶつとう めん  
昨今では、建築物等のハード面でのバリアフ  
くわ ところ めん  
リーに加え、心のバリアフリーといったソフト面  
か じゅうし  
でのバリアフリー化が重視されています。

じょうほうつうしんぎじゆつ かつよう いどうしえん  
また、ICT(情報通信技術)を活用した移動支援  
しんてん しょう しゃどう  
の進展とともに、障がい者等のライフスタイルも

きゅうそく へん か と ま かん  
急速に変化するなど、バリアフリーを取り巻く環  
きょう ひびへんか  
境は日々変化しています。

じょうきょう ふ ほん き ほん こう そう  
このような状況を踏まえ、本基本構想では、これ  
きほんこうそう かんが かつた きほん えきまえしゅうへん  
までの基本構想の考え方を基本とし、駅前周辺  
じょうけい かく すず さんのみやえきしゅうへん みょうだにえきしゅう  
の事業計画が進んでいる三宮駅周辺、名谷駅周  
へん たるみえきしゅうへん せいしんちゅうおうえきしゅうへん ちく じゅう  
辺、垂水駅周辺、西神中央駅周辺の4地区を重  
てんせいび ちく せつてい しない いどうかんきょう  
点整備地区に設定し、市内の移動環境のバリア  
か すいしん もくひょうねんじ れいわ ねんど  
フリー化を推進します。(目標年次:令和7年度)



# 1 理念

## ひとにやさしいまちづくり、 ひとがやさしいまちづくり



# 2 基本方針

## ユニバーサルデザインや神戸の特性に 配慮した施設等の改善・整備

施設や経路のバリアフリー化では、神戸特有の地形特性を考慮しつつ、国の定めるバリアフリー基準に適合するよう努めるとともに、ユニバーサルデザインに配慮した整備を進め、まちを利用する人々が安全で快適に目的地へ到達し施設を利用できる環境をつくります。

## 多様でわかりやすい適切な情報の提供

障がい者をはじめ、さまざまな利用者のニーズに合わせた多様な情報をわかりやすく提供するとともに、国際観光都市として、外国人や初めて訪れる人たちにとっても移動しやすい、利用しやすいまちとなるよう案内サインの設置などに取り組みます。

## 施設の職員および市民による 心のバリアフリーの推進

施設の職員が継続的な教育訓練に取り組むことで、さまざまな障がいの状態への対応や心のバリアフリーへの理解を深めます。また、市民のバリアフリーに対する意識・理解の向上を図り、お互いが助け合いできる社会づくりを目指します。

## 持続的に取り組むバリアフリー

基本構想策定後も、段階的・継続的に発展(スパイラルアップ)させていくことが重要です。このため、整備状況の確認・検証を行い、状況に応じて基本構想を改定するなど、柔軟かつ持続的な取り組みを進めます。

# 1 重点整備地区におけるまちのバリアフリー

重点整備地区内の生活関連施設・生活関連経路を対象に、エレベーターやスロープ、視覚障害者誘導用ブロック、多機能トイレの設置など、物理的な障がい無くするためのバリアフリー整備事業を実施します。

既存施設については各事業者と協議を行い、可能な範囲でバリアフリー化を実施します。

また、新施設については兵庫県福祉のまちづくり条例の基準に基づいた整備を行うとともに、それぞれの施設計画の中で様々な方の意見を取り入れた整備を行います。

個別の事業内容は「資料編」をご覧ください



# 2 心のバリアフリー

バリアフリー化された施設や設備があっても、利用者にとって十分なバリアフリー化とはいえないものであったり、適切な状態が保たれていなかったりすれば、高齢者や障がい者等には利用できない場合があるため、バリアフリーの推進にあたっては、旅客施設や建築物、道路等の施設・設備等の整備とあわせて、市民のバリアフリーに対する意識・理解の向上や、お互い助け合いができる社会づくりなど、心のバリアフリーの推進が必要です。

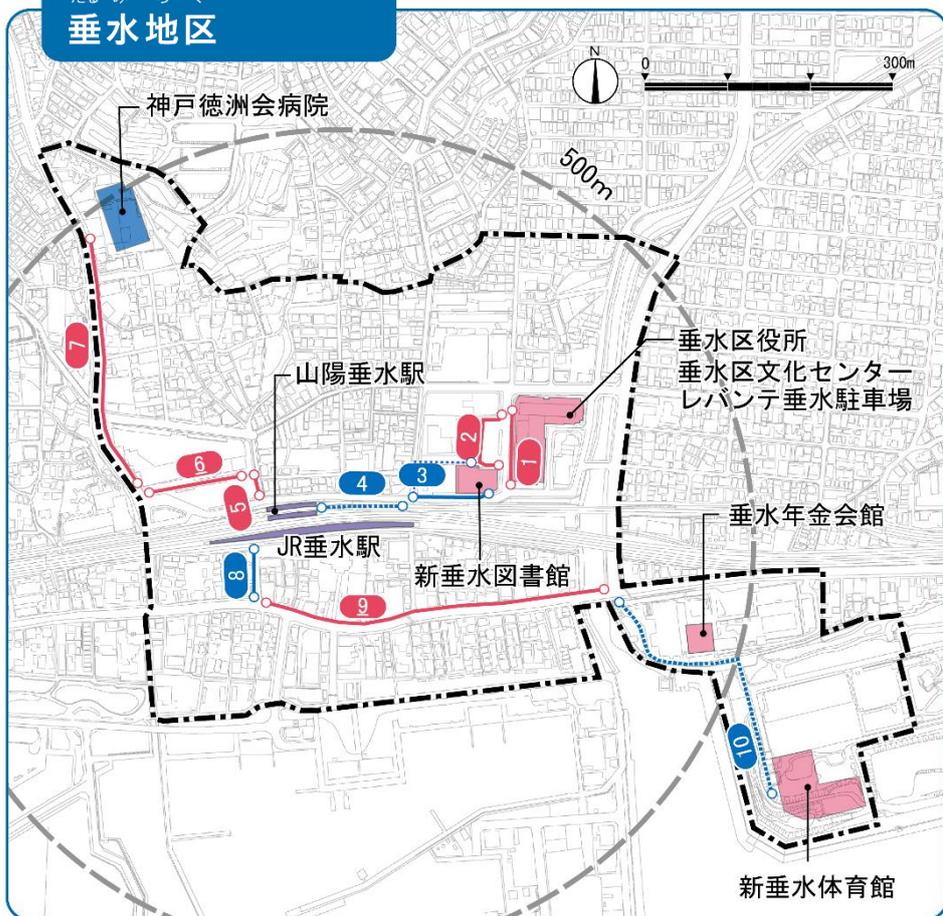
高齢者、障がい者など配慮が必要な方の状態も、その人によって様々です。特に聴覚障がい及び知的・精神・発達障がいなど外見上分かりにくい障がいや状態への配慮は、継続して理解を深めていく必要があります。また、心のバリアフリーが広く浸透していくためには、子どもの頃から学校教育の一環として理解し、学んでいくことや、地域社会における意識啓発が重要です。

神戸市では、市職員や公共交通機関に従事する方だけでなく、市民を対象とした「心のバリアフリー研修」の開催や、小学校での総合学習の時間を活用したユニバーサルデザインの出前授業を実施するなど、今後も心のバリアフリーを推進していきます。





たるみちく  
垂水地区



凡例

- 重点整備地区の区域
- 生活関連施設(鉄道駅)
- 生活関連施設(公共建築物)
- 生活関連施設(民間建築物)
- その他の主要施設
- 主要な生活関連経路  
※点線部 未整備経路
- 準生活関連経路
- その他の生活関連経路  
※点線部 未整備経路

新中央区役所



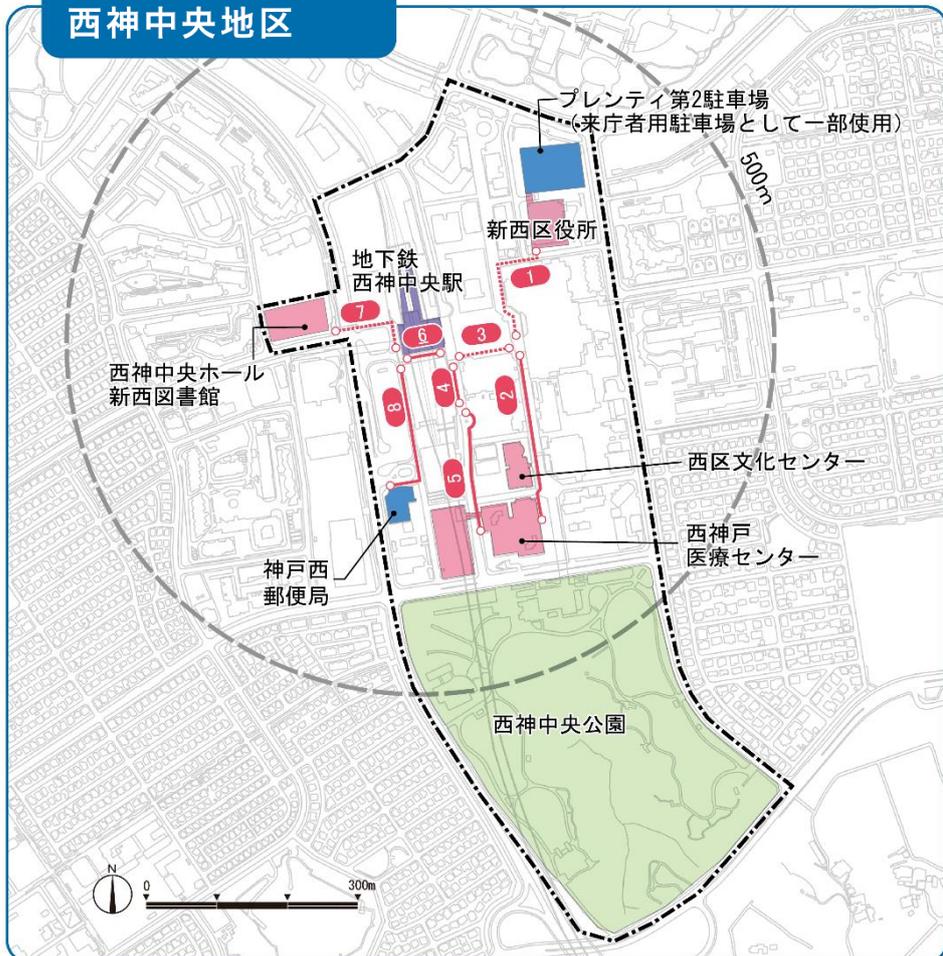
新垂水体育館

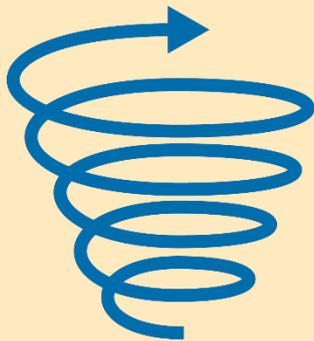


西神中央ホール・新西図書館



せいしんちゅうおうちく  
西神中央地区





## スパイラルアップによる

### 基本構想の推進

か と ま じょうきょう ひ びへんか しやかいじょうきょう しゅうへんじょうきょう  
バリアフリー化を取り巻く状況は日々変化しているため、社会状況や周辺状況  
へんかとう じゅうなん たいおう ひつよう おう きほんこうそう みなお  
の変化等に柔軟に対応していけるよう、必要に応じて基本構想を見直します。  
し みんとう り ようしゃ い けんしゅうやく おこな けいかく じっし ひょうか かい  
また、市民等の利用者からの意見集約を行いながら、「計画・実施・評価・改  
ぜん けいぞく と く じっせん  
善」の継続した取り組み(スパイラルアップ)を実践します。



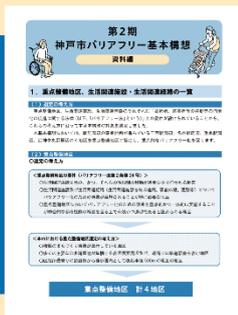
### 基本構想の推進体制

か すす かんけいしゃ  
建物や道路など、連続性のあるバリアフリー化を進めていくためには、関係者の  
れんけい じゅうよう しみんおよ ぎょうせい しせつせつ ち かん り しゃとう さんかく こう  
連携が重要となることから、市民及び行政、施設設置管理者等の参画による「神  
べし すいしんかいぎ けいぞくせつち  
戸市バリアフリー推進会議」を継続設置します。  
こうべし すいしんかいぎ じぎょう しんちよくかくにん か  
また、神戸市バリアフリー推進会議では、事業の進捗確認や、バリアフリー化に  
む じょうほうこうかんれんらくちょうせい おこな  
向けての情報交換・連絡調整を行います。



## 全市的なバリアフリー化への 取り組み

しせつ せいび けんちくぶつ いどうとうえんかつ か き じゅんおよ ひょうごけんふく し じょうれい てきごう  
施設の整備にあたっては、建築物移動等円滑化基準及び兵庫県福祉のまちづくり条例に適合させるととも  
しょう かた がいこくじん しょう かた さまざま かた い けん き ひつよう  
に、障がいのある方だけでなく外国人やベビーカーを使用する方など様々な方の意見を聞く必要があります。  
しせつせつ ちかん り しゃとう しゅたい すず しせつせつ ちかん り しゃとう はばひろ とうじ  
それらについては施設設置管理者等が主体となり進めていくものですが、施設設置管理者等が、幅広く当事  
しゃ い けん き きかい もう りょう かい しせつ せいび そくしん すいしん  
者の意見を聞く機会を設けることにより、だれもが利用しやすい施設の整備が促進されるよう推進します。



## 第2期 神戸市バリアフリー基本構想 資料編

資料編は神戸市ホームページよりご覧ください。 <https://www.city.kobe.lg.jp>

第2期 神戸市バリアフリー基本構想 資料編

検索

## 第2期

# 神戸市バリアフリー基本構想



### 資料編

## 1. 重点整備地区、生活関連施設・生活関連経路の一覧

### (1) 選定の考え方

重点整備地区、生活関連施設、生活関連経路のそれぞれに「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(以下、「バリアフリー法」という)」上の要件が設けられていることから、これらの考え方に沿って本基本構想の対象を選定しました。

本基本構想においては、駅前周辺の事業計画が進んでいる三宮駅周辺、名谷駅周辺、垂水駅周辺、西神中央駅周辺の4地区を重点整備地区に設定し、重点的なバリアフリー化を図ります。

### (2) 重点整備地区

#### ○選定の考え方

#### <重点整備地区の要件(バリアフリー法第2条第24号)>

- 生活関連施設を含み、かつ、それらの施設間の移動が通常徒歩で行われる地区
- 生活関連施設及び生活関連経路(生活関連施設を結ぶ道路、駅前広場、通路等)についてバリアフリー化のための事業が実施されることが特に必要な地区
- 重点整備地区においてバリアフリー化のための事業を重点的かつ一体的に実施することが総合的な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切であると認められる地区

#### <本市における重点整備地区選定の考え方>

- 複数のまちづくり事業が進行している地区
- 多くの主要な公共建築物が集積する各区役所周辺及び、最寄りの鉄道駅舎を含む地区
- 区役所最寄りの鉄道駅から徒歩圏内として概ね半径500mの範囲の地区

**重点整備地区 計4地区**

## ○重点整備地区の一覧

重点整備地区	区	中心とする駅
三宮地区	中央区	JR 三ノ宮駅、阪急神戸三宮駅、阪神神戸三宮駅、新交通三宮駅、新交通貿易センター駅、地下鉄三宮駅、地下鉄三宮・花時計前駅
名谷地区	須磨区	地下鉄名谷駅
垂水地区	垂水区	JR 垂水駅、山陽垂水駅
西神中央地区	西 区	地下鉄西神中央駅

### (参考) 前回の基本構想で設定した重点整備地区について

これまでの基本構想で設定した以下の重点整備地区について、施設や経路のバリアフリー化を実施してきました。また、これらの取り組みは定期開催している神戸市バリアフリー推進会議にて検証を行い、おおむねの事業完了を確認しました。

このため、前回の基本構想で設定した重点整備地区は、完了地区として新たな事業設定は行わないものとしませんが、残された事業の進捗管理を引き続き行うとともに、大規模な事業計画等が計画された際には再度事業設定を行うこととします。

重点整備地区	区	中心とする駅
住吉地区	東灘区	JR 住吉駅、新交通住吉駅
六甲道地区	灘 区	JR 六甲道駅
三宮地区	中央区	JR 三ノ宮駅、阪急神戸三宮駅、阪神神戸三宮駅、新交通三宮駅、新交通貿易センター駅、地下鉄三宮駅、地下鉄三宮・花時計前駅
湊川地区	兵庫区	神戸高速新開地駅、神戸電鉄湊川駅、地下鉄湊川公園駅
鈴蘭台地区	北 区	神戸電鉄鈴蘭台駅
長田地区	長田区	神戸高速高速長田駅、地下鉄長田駅
板宿地区	須磨区	山陽板宿駅、地下鉄板宿駅
垂水地区	垂水区	JR 垂水駅、山陽垂水駅
西神中央地区	西 区	地下鉄西神中央駅

※神戸市バリアフリー基本構想（平成 24(2012)年 3 月策定）

### (3) 生活関連施設

#### ○選定の考え方

##### <生活関連施設の要件（バリアフリー法第2条第23号イ）>

- 高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の施設
- 具体的な施設については、地域の実情を勘案して選定することが必要

##### <本市における生活関連施設等選定の要件>

- 相当数の高齢者、障がい者等の徒歩による施設間移動が見込まれる旅客施設、建築物、路外駐車場
- 重点整備地区内にある都市公園、屋外の緊急避難場所となる公園
- 区役所最寄りの鉄道駅舎を中心とした概ね半径 500m以内に立地する主要な施設

##### <本市における生活関連施設選定の考え方>

- 重点整備地区内の鉄道旅客施設
- 各区の区役所を中心とする市の主な施設、並びに公共建築物を中心に、床面積 2,000 m<sup>2</sup>以上の福祉・医療・文化教養施設、及び教育機関、その他上記に準ずる施設で同様の役割を担う施設
- 他の生活関連施設と隣接するなど、一定の条件を満たす公共施設である公園・路外駐車場
- 民間施設については、床面積 2,000 m<sup>2</sup>以上の病院、または集配機能のある郵便局を選定

##### <その他の主要施設選定の考え方>

- 地域の施設としての役割が強く、地区内で選定している生活関連施設との徒歩移動が見込みにくい場合、生活関連経路では結ばないものの、バリアフリー化の必要性が高い施設

生活関連施設 計 4 1 施設

その他の主要施設 計 2 施設

## ○生活関連施設の一覧

### 【三宮地区】

区 分		施 設	
生活関連施設	鉄道旅客施設	重点整備地区内の鉄道駅舎	JR 三ノ宮駅、阪急神戸三宮駅、阪神神戸三宮駅、新交通三宮駅、新交通貿易センター駅、地下鉄三宮駅、地下鉄三宮・花時計前駅
	官公庁施設	区役所を中心とする市の主な施設で、市民が日常生活において利用するもの	神戸市役所、新中央区役所
	福祉施設	2,000 m <sup>2</sup> 以上のもの (但し、施設送迎車を主たる移動手段とした施設は含まない)	こうべ市民福祉交流センター
	医療施設	2,000 m <sup>2</sup> 以上のもの	三聖病院
	文化教養施設	2,000 m <sup>2</sup> 以上のもの	新中央区文化センター、市立博物館、こども本の森 神戸
	学校施設	盲・ろう・養護学校	
	公園	他の生活関連施設に隣接するなど、一定の条件を満たす主要な都市公園	東遊園地、みなとのもり公園
	路外駐車場	他の生活関連施設に隣接しているか、又は生活関連経路の途中にある主要駅近隣の路外駐車場	三宮駐車場、三宮中央通り駐車場
	その他	2,000 m <sup>2</sup> 以上の集配機能のある郵便局 その他、上記に準ずる施設で同様の役割を担う施設	磯上体育館

【名谷地区】

区 分		施 設	
生活関連施設	鉄道旅客施設	重点整備地区内の鉄道駅舎	地下鉄名谷駅
	官公庁施設	区役所を中心とする市の主な施設で、市民が日常生活において利用するもの	新北須磨支所
	福祉施設	2,000 m <sup>2</sup> 以上のもの (但し、施設送迎車を主たる移動手段とした施設は含まない)	
	医療施設	2,000 m <sup>2</sup> 以上のもの	
	文化教養施設	2,000 m <sup>2</sup> 以上のもの	北須磨文化センター、名谷図書館
	学校施設	盲・ろう・養護学校	
	公園	他の生活関連施設に隣接するなど、一定の条件を満たす主要な都市公園	
	路外駐車場	他の生活関連施設に隣接しているか、又は生活関連経路の途中にある主要駅近隣の路外駐車場	
	その他	2,000 m <sup>2</sup> 以上の集配機能のある郵便局 その他、上記に準ずる施設で同様の役割を担う施設	須磨北郵便局
主要の施設	公園	地区内で選定している生活関連施設との徒歩移動が見込みにくい主要駅周辺の主要な都市公園	落合中央公園

【垂水地区】

区 分		施 設	
生活関連施設	鉄道旅客施設	重点整備地区内の鉄道駅舎	JR 垂水駅、山陽垂水駅
	官公庁施設	区役所を中心とする市の主な施設で、市民が日常生活において利用するもの	垂水区役所
	福祉施設	2,000 ㎡以上のもの (但し、施設送迎車を主たる移動手段とした施設は含まない)	
	医療施設	2,000 ㎡以上のもの	神戸徳洲会病院
	文化教養施設	2,000 ㎡以上のもの	垂水区文化センター、新垂水図書館、垂水年金会館
	学校施設	盲・ろう・養護学校	
	公園	他の生活関連施設に隣接するなど、一定の条件を満たす主要な都市公園	
	路外駐車場	他の生活関連施設に隣接しているか、又は生活関連経路の途中にある主要駅近隣の路外駐車場	レバンテ垂水駐車場
	その他	2,000 ㎡以上の集配機能のある郵便局 その他、上記に準ずる施設で同様の役割を担う施設	新垂水体育館

【西神中央地区】

区 分		施 設	
生活関連施設	鉄道旅客施設	重点整備地区内の鉄道駅舎	地下鉄西神中央駅
	官公庁施設	区役所を中心とする市の主な施設で、市民が日常生活において利用するもの	新西区役所
	福祉施設	2,000 m <sup>2</sup> 以上のもの (但し、施設送迎車を主たる移動手段とした施設は含まない)	
	医療施設	2,000 m <sup>2</sup> 以上のもの	西神戸医療センター
	文化教養施設	2,000 m <sup>2</sup> 以上のもの	西区文化センター、西神中央ホール、新西図書館
	学校施設	盲・ろう・養護学校	
	公園	他の生活関連施設に隣接するなど、一定の条件を満たす主要な都市公園	
	路外駐車場	他の生活関連施設に隣接しているか、又は生活関連経路の途中にある主要駅近隣の路外駐車場	プレんティ第2駐車場
	その他	2,000 m <sup>2</sup> 以上の集配機能のある郵便局その他、上記に準ずる施設で同様の役割を担う施設	神戸西郵便局
主要の他の施設	地区内で選定している生活関連施設との徒歩移動が見込みにくい主要駅周辺の主要な都市公園	西神中央公園	

### (3) 生活関連経路

#### ○選定の考え方

＜生活関連経路選定の要件（バリアフリー法第2条第23号ロ）＞

○生活関連施設相互間の経路

＜本市における主要な生活関連経路選定の考え方＞

○旅客施設とその他の生活関連施設をつなぐ経路で、目標年次の令和7(2025)年度までに高齢者、障がい者等の円滑な移動等を確保できる経路（概ね道路移動等円滑化基準を満たす経路）

＜本市における準生活関連経路選定の考え方＞

○旅客施設とその他の生活関連施設をつなぐ経路で、勾配や幅員等について、全条件を満たすわけではないが、生活関連経路に準ずる経路として可能な限りバリアフリー整備を進める経路

＜本市におけるその他の生活関連経路の考え方＞

○物理的な整備課題等があり、当面の整備は困難であるが、生活関連施設間を結ぶ経路として今後も課題解決に向けた検討を必要とする経路

主要な生活関連経路	4地区	41経路	計	8,610m
準生活関連経路	3地区	5経路	計	1,510m
その他の生活関連経路	1地区	1経路	計	170m

## ○生活関連経路の一覧

### 【三宮地区】

番号	路線名等	管理者	経路区分	延長(m)
1	若菜神戸駅線	神戸市	準	260
2	葺合南 150 号線		主要	210
3	新神戸停車場線（東側）		主要	630
4	神戸明石線（北側）		主要	370
5	神戸明石線（南側）		主要	370
6	国道 2 号	国土交通省	主要	200
7	葺合南 34 号線	神戸市	主要	210
8	国道 2 号	国土交通省	主要	230
9	葺合南 31 号線	神戸市	主要	150
10	葺合南 50 号線		主要	130
11	葺合南 27 号線		主要	110
12	磯辺線		主要	80
13	磯辺線		主要	410
14	国道 2 号	国土交通省	主要	180
15	新神戸停車場線（西側）	神戸市	主要	960
16	三宮中央通り線		主要	190
17	京橋線		主要	60
18	京橋線（京町線）		主要	350
19	花時計線		主要	60
20	東町線		主要	130
21	新神戸停車場線(東側)		主要	100

#### 経路区分の凡例

主要 : 主要な生活関連経路を示す。

準 : 準生活関連経路を示す。

その他: その他の生活関連経路を示す。

### 【名谷地区】

番号	路線名等	管理者	経路区分	延長(m)
1	落合環状線	神戸市	準	600
2	落合中央線		主要	110
3	中落合7号線		主要	40
4	中落合7号線～名谷駅北口駅前広場を結ぶ経路		主要	120
5	名谷駅南出口～名谷図書館・新北須磨支所を結ぶ経路		主要	160
6	落合中央線		主要	220
7	名谷環状線		主要	120
8	西落合1号線		主要	190

### 【垂水地区】

番号	路線名等	管理者	経路区分	延長(m)
1	西垂水57号線	神戸市	主要	110
2	天神川垂水駅福田川線（北側）		主要	120
3	天神川垂水駅福田川線（南側）， 西垂水60号線～新垂水図書館を結ぶ経路		準	220
4	PLICO 垂水内通路	民間	その他	170
5	西垂水64号線	神戸市	主要	50
6	ウエステ垂水通路		主要	140
7	商大線		主要	350
8	垂水停車場線		準	70
9	国道2号	国土交通省	主要	450
10	国道2号～新垂水体育館を結ぶ経路	神戸市	準	360

#### 経路区分の凡例

主要：主要な生活関連経路を示す。

準：準生活関連経路を示す。

その他：その他の生活関連経路を示す。

## 【西神中央地区】

番号	路線名等	管理者	経路区分	延長(m)
1	パークアベニュー～西区役所を結ぶ経路	神戸市	主要	220
2	パークアベニュー～西神戸医療センターを結ぶ経路		主要	270
3	プレんティ広場に面した経路		主要	120
4	西神中央駅東口駅前広場		主要	80
5	糀台 90 号線		主要	190
6	西神中央駅西口構外通路		主要	60
7	西神中央駅～西神中央ホール、新西図書館を結ぶ経路		主要	140
8	西神中央駅西口駅前広場		主要	220

### 経路区分の凡例

主要 : 主要な生活関連経路を示す。

準 : 準生活関連経路を示す。

その他 : その他の生活関連経路を示す。

## 2. 事業計画

### (1) 事業実施の方針

基本方針をもとに重点整備地区における集中的な取り組みと、心のバリアフリー事業を中心とした全市的な取り組みを実施します。

事業実施にあたっては、以下の施設整備の際に準拠する基準等を参考として、具体の整備内容を定めます。

#### 【施設整備の際に準拠する基準等】

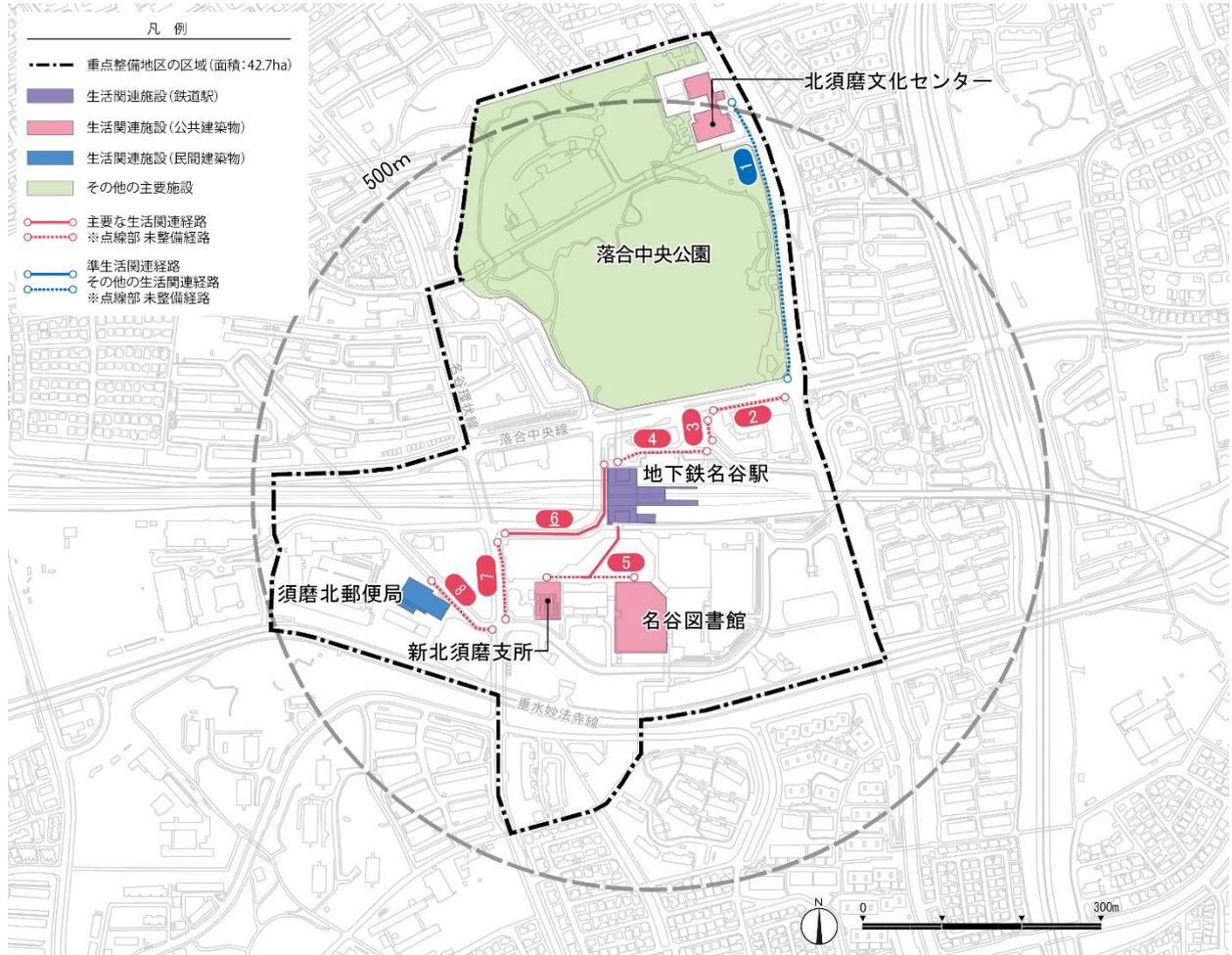
＜移動等円滑化基準等＞	
○公共交通移動等円滑化基準	(平成18年12月15日制定/国土交通省令第111号)
○建築物移動等円滑化基準	(平成18年12月8日制定/政令第379号第10条)
○建築物移動等円滑化誘導基準	(平成18年12月15日制定/国土交通省令第114号)
○都市公園移動等円滑化基準	(平成18年12月19日制定/国土交通省令第115号)
○路外駐車場移動等円滑化基準	(平成18年12月15日制定/国土交通省令第112号)
○道路移動等円滑化基準	(平成18年12月19日制定/国土交通省令第116号)
○道路移動等円滑化占用基準	(平成18年12月19日制定/国土交通省令第117号)
○バリアフリー信号機等基準規則	(平成18年12月8日制定/国家公安委員会規則第28号)
＜ガイドライン等＞	
○公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン	(令和3年3月改訂/国土交通省)
○高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準	(令和3年3月改訂/国土交通省)
○都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン	(令和4年3月改訂/国土交通省)
○増補 改訂版 道路の移動等円滑化整備ガイドライン	(平成23年8月発行/財団法人国土技術研究センター)
○神戸市バリアフリー道路整備マニュアル	(平成28年改定/神戸市)
＜兵庫県条例等＞	
○福祉のまちづくり条例	(平成30年3月22日改正)
○福祉のまちづくり条例 施行規則	(令和3年9月28日改正)
○福祉のまちづくり条例逐条解説(特定施設整備編)	(平成31年4月)

### (2) 事業計画の検討方法

事業の計画にあたっては、地域住民や当事者等の意見を反映するため、地区別のアンケート調査等を行い、バリアフリー化に必要な事業を整理し、施設管理者等との協議の上で事業設定を行いました。

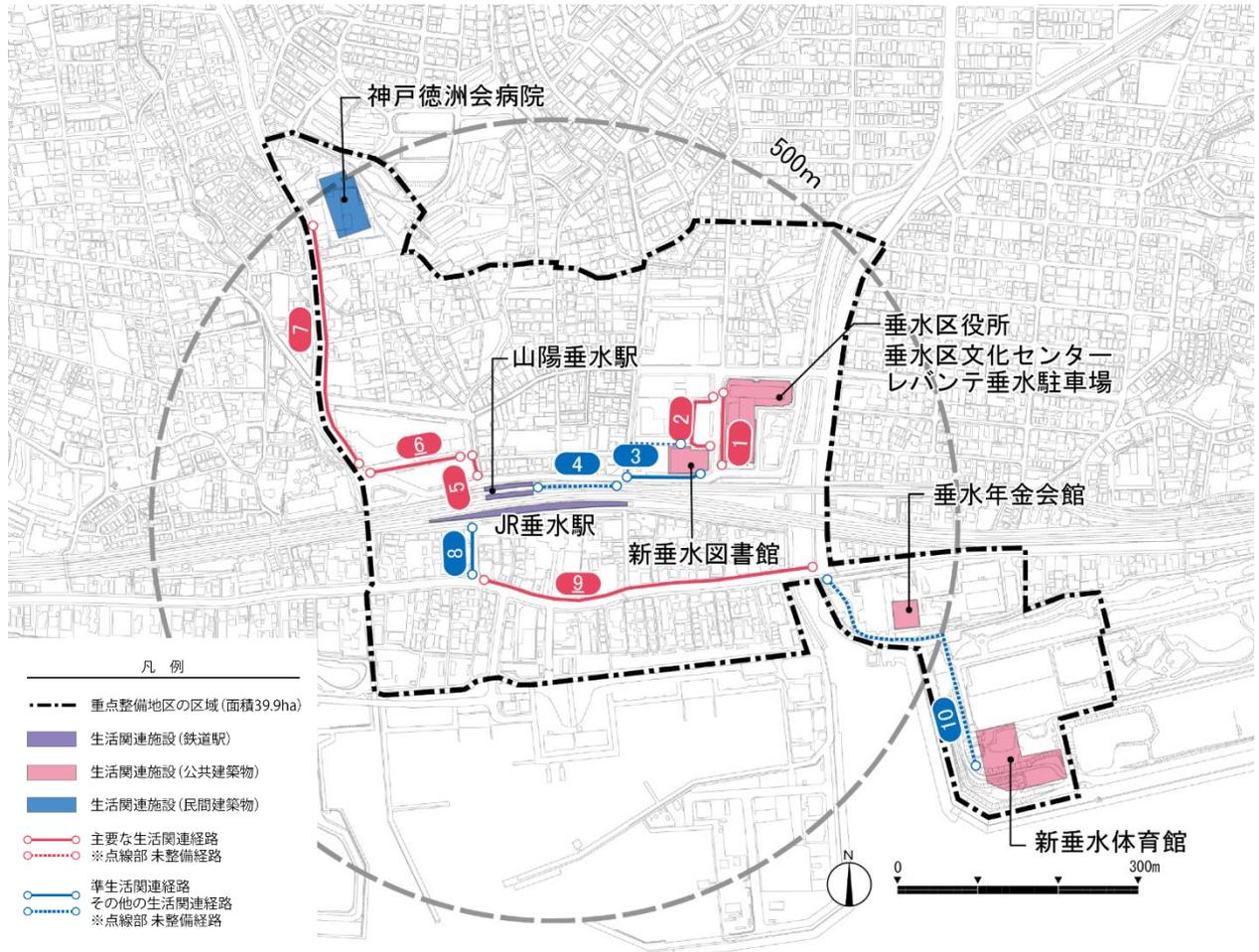


## 【名谷地区】



施設名	実施事業
<b>&lt;旅客施設&gt;</b>	
地下鉄名谷駅	ホームドアの整備
<b>&lt;建築物&gt;</b>	
新北須磨支所	建物の移転に併せたバリアフリー整備
<b>&lt;都市公園&gt;</b>	
落合中央公園	公園の再整備に併せたバリアフリー整備
<b>&lt;道路等&gt;</b>	
落合環状線（経路1）	視覚障害者誘導用ブロックの整備
落合中央線（経路2）	視覚障害者誘導用ブロックの整備
中落合7号線（経路3）	視覚障害者誘導用ブロックの整備
	駅前広場の再整備
中落合7号線～名谷駅北口駅前広場を結ぶ経路（経路4）	視覚障害者誘導用ブロックの整備
	駅前広場の再整備
名谷駅南出口～名谷図書館・新北須磨支所を結ぶ経路（経路5）	視覚障害者誘導用ブロックの整備
名谷環状線（経路7）	視覚障害者誘導用ブロックの整備
西落合1号線（経路8）	視覚障害者誘導用ブロックの整備

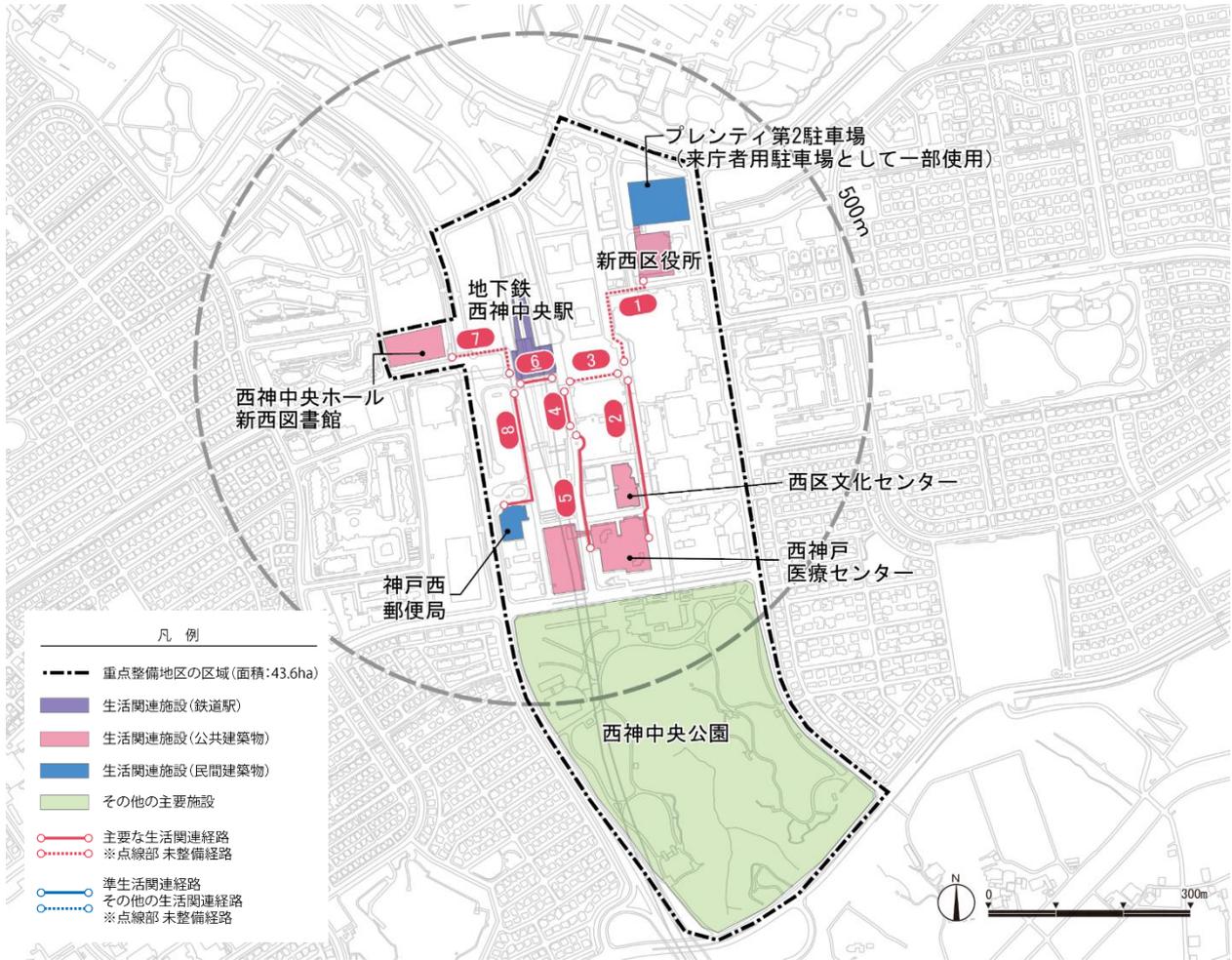
## 【垂水地区】



施設名	実施事業
<b>&lt;建築物&gt;</b>	
神戸徳洲会病院	建物の移転に併せたバリアフリー整備
垂水区文化センター	視覚障害者誘導用ブロックの色の統一、JIS規格化
新垂水図書館	建物の移転に併せたバリアフリー整備
垂水年金会館	施設の整備に併せたトイレのバリアフリー整備
新垂水体育館	建物の移転に併せたバリアフリー整備
<b>&lt;道路等&gt;</b>	
国道2号～新垂水体育館を結ぶ経路（経路10）	視覚障害者誘導用ブロックの整備
	照明灯の設置
	舗装の改修

[基本構想本編 中面右側 に戻る](#)

## 【西神中央地区】



施設名	実施事業
<b>&lt;建築物&gt;</b>	
新西区役所	建物の移転に併せたバリアフリー整備
西神中央ホール	建物の新築に併せたバリアフリー整備
新西図書館	建物の移転に併せたバリアフリー整備
<b>&lt;道路等&gt;</b>	
パークアベニュー～西区役所を結ぶ経路（経路1）	デッキ接続部へのエレベーター整備
	視覚障害者誘導用ブロックの整備
	キャノピー（屋根）の整備
プレんティ広場に面した経路(経路3)	デッキ接続部へのエレベーター整備
西神中央駅～西神中央ホール、新西図書館を結ぶ経路（経路7）	デッキ接続部へのエレベーター整備
	視覚障害者誘導用ブロックの整備
	第2センターブリッジの架け替え

基本構想本編 中面右側 に戻る

#### (4) 全市的な取り組み

分類	実施事業
<b>&lt;鉄道&gt;</b>	
西日本旅客鉄道株式会社	駅係員へのバリアフリー教育の継続実施、介助技術教育の実施
阪急電鉄株式会社	職員のバリアフリーに関する教育・研修の継続実施
阪神電気鉄道株式会社	職員のバリアフリーに関する接遇教育の実施
山陽電気鉄道株式会社	駅係員へのバリアフリー教育の継続実施
神戸電鉄株式会社	研修会等参加による職員の意識改革の実施
神戸新交通株式会社	職員のバリアフリーに関する教育・研修の継続実施
神戸市交通局	交通バリアフリー研修の実施
<b>&lt;バス&gt;</b>	
市営バス	移動円滑化基準適合車※の導入
	バス停留所の視覚障害者誘導用ブロックの整備
	指導員研修におけるバリアフリー教育の実施
民間バス	移動円滑化基準適合車※の導入
	乗務員へのバリアフリー教育の継続実施
	バリアフリー教室の実施
	バリアフリー推進会議への参画
<b>&lt;タクシー車両&gt;</b>	
	福祉タクシーの導入
	タクシーバリアフリー研修の実施
	ユニバーサルデザインタクシーの普及促進
<b>&lt;信号機等&gt;</b>	
	音響式信号機等の設置
	道路標示・道路標識の設置
	既存信号のLED化
	違法駐輪車両の取締り及び防止のための広報・啓発

※ノンステップバス・ワンステップバス

## 【心のバリアフリーに関する取り組み】

分類	実施事業
参加・経験を通じたバリアフリー、介助等に関する理解を深めるための心のバリアフリー教育	UD出前授業（こうべ市民福祉振興協会）
	みち・みず・みどりの学校（建設局）
	福祉体験学習（教育委員会）
	福祉体験イベント（交通局）
	心のバリアフリー研修（福祉局）
	手話を学べる動画の配信（福祉局）
	手話啓発講座（福祉局）
マナー意識向上に関する取り組み	駐輪場における駐輪サポート（高齢者、障害者優先エリア・ママフレエリアの設置）（建設局）
	放置自転車対策（建設局）
	兵庫ゆずりあい駐車場制度（パーキング・パーミット制度）の普及啓発（福祉局）
バリアフリー関連情報の発信	神戸市、各事業主のホームページ等へのバリアフリー情報の掲載（福祉局）
	「こうべ・だれでもトイレ」の情報発信（都市局）
	障がい者に関するマーク等の利用の普及啓発（福祉局）